

大 和 市

最終更新：平成22年4月1日

ホームページ <http://www.city.yamato.lg.jp>

特定行政庁の設置（昭和61年）

確認申請担当課	開発許可担当課	消防担当課
街づくり計画部 建築指導課(本庁舎 4F) 〒242-8601 大和市中下鶴間 1-1-1 TEL：046-260-5434 直通 FAX：046-264-6105	街づくり計画部 街づくり計画課(本庁舎 4F) 〒242-8601 大和市中下鶴間 1-1-1 TEL：046-260-5429 直通 FAX：046-264-6105	消防本部予防課(消防本部 2F) 〒242-0018 大和市深見西 4-4-6 TEL：046-260-5778 直通 FAX：046-262-0119

建築基準法に基づく条例	大和市建築基準条例・大和市建築基準法施行細則・大和市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例・大和市建築協定条例	
定期報告対象建築物の概要 (細則第16条)	用 途	
	①	劇場、映画館、演芸場、観覧場 ^{※1} 、公会堂
	②	百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗
	③	ホテル、旅館 ^{※2}
	④	児童福祉施設等 ^{※2} （宿泊施設を備えるものに限る）
	⑤	病院 ^{※2}
	※1 屋外観覧場にあつては1,000㎡超。 ※2 階数が2以上で、当該用途に供する部分が避難階以外に及ぶものに限る。	
中間検査制度の概要 (H22.6.15) 大和市公告72号	用 途・構 造・規 模	
	定期報告対象建築物（上記）	備考 ・新築に限る。 ・仮設建築物、計画通知を除く ・型式部材等製造者認証建築物を除く ・国土交通大臣が構造方法等の認定をした建築物を除く ・木造でその主要な構造が軸組み工法又は枠組壁工法以外の建築物を除く
	3以上の階数を有する木造建築物	
一戸建ての住宅、長屋、共同住宅及び兼用住宅で延べ面積が50㎡を超える建築物		
積雪荷重 (細則第21条)	垂直積雪量 30cm	
法第22条の指定 (細則第20条)	全域	
法第52条8項 (細則第26条)	全域適用除外	
日影規制 (市条例第5条)	建築基準法 別表第四(に)欄	
	一(1低)	:(一) 3時間・2時間 : 1.5m
	二(1中高)	:(一) 3時間・2時間 : 4.0m
	三(1住・2住・準住・近商・準工)	:(一) 4時間・2.5時間 : 4.0m
	四(用途地域の指定のない区域)	:(一) 3時間・2時間 : 1.5m
	日影図作成上の緯度(北緯 36° 00′) 経度(東経 139° 28′)	

白地地域における建築形態制限	<input type="checkbox"/> 建ぺい率:50% <input type="checkbox"/> 容積率:100% <input type="checkbox"/> 道路斜線制限の勾配:1.25 <input type="checkbox"/> 隣地斜線制限の高さ及び勾配:20m+1.25
その他の事項	

大 和 市

名 称	概 要	備考
街づくり計画課 開発審査指導担当 (TEL: 046-260-5430)		
都市計画法第 29 条	・市街化区域内の 500 m ² 以上の開発行為、市街化調整区域内の開発行為	
第 37 条	・開発許可を受けた開発区域内の建築制限	
第 41 条	・市街化調整区域内の開発許可に基づく建ぺい率、高さ等の制限	
第 42 条	・開発許可区域内の予定建築物以外の建築制限	
第 43 条	・市街化調整区域のうち開発許可を受けた区域以外の区域内の建築制限	
街づくり計画課 開発審査指導担当 (TEL: 046-260-5432)		
大和市開発事業の手續及び基準に関する条例 ※平成 20 年 7 月 1 日から施行されました。(旧)大和市街づくり指導要綱と内容が相違する点があります。	(対象) ・都市計画法第 29 条 1 項の許可を要する開発行為 ・開発事業区域の面積が 500 m ² 以上の建築行為 ・建築物の高さが 10m を超える建築物の建築行為 ・建築物の延べ面積が 1,000 m ² 以上の建築行為	
大和市ホテル等の建築の適正化に関する条例	(対象) ・ホテル等 施設基準があり、審査するための届出が必要です	
大和市建築物における駐車場施設の附置義務等に関する条例	(対象) ・駐車場整備地区 ・商業地域、近隣商業地域、大和駅周辺地区 (内容) ・附置義務基準があるため、事前に相談し、届出が必要です	
街づくり計画課 都市計画担当 (TEL: 046-260-5443)		
地域地区・都市計画施設	・用途地域、防火・準防火地域、都市計画道路等の境界線・計画線	
都市計画法第 53 条	・都市計画施設の区域又は市街地再開発事業の施行区域内の建築制限・都市計画道路等	
都市計画法第 58 条の 2 地区計画区域内の建築物等の届出	(対象) ・渋谷南部地区、南林間駅西地区、神明若宮地区、千本桜地区、下鶴間高木地区、下鶴間山谷北地区及び大和駅東側第 4 地区での建築等の行為 (期間) ・土地の区画形質の変更、建築物の建築等に着手する日の 30 日前まで (内容) ・敷地面積の最低限度、建築物等の用途、高さ及び壁面の位置の制限等	
街づくり推進課 街づくり推進担当 (TEL: 046-260-5483)		
大和市屋外広告物条例	・許可申請の手續き等	
大和市景観条例	・事前協議 (景観条例第 6 条) ・届出 (景観法第 16 条)	

街づくり推進課 大和駅周辺市街地整備支援担当 (TEL: 046-260-5754)		
都市再開発法 大和駅東側第4地区第一種市街地再開発事業区域	(対象) ・ 土地区画形質の変更、建築物及び工作物の建築行為等 (内容) ・ 都市再開発法第66条の許可 ※その他大和駅再開発エリア内での建築行為について、事前に協議が必要となる場合があります	
土地区画整理法 土地区画整理事業区域 (組合施行)	(対象) ・ 土地区画形質の変更、建築物及び工作物の建築行為等 (内容) ・ 土地区画整理法第76条の許可	
渋谷土地区画整理事務所 (TEL: 046-268-1751)		
土地区画整理法 渋谷(南部地区)土地区画整理事業施行区域	(対象) ・ 土地区画形質の変更、建築物及び工作物の建築行為等 (内容) ・ 土地区画整理法第76条の許可	
土木管理課 (TEL: 046-260-5403)		
大和市建築行為に係る狭あい道路整備要綱	(対象) ・ 狭あい道路(建築基準法第42条第2項に基づく道路のうち市道が介在するもの。その他市長がこれと同等と認める道路) (期間) 協議申請から協議済み通知書の発行まで、7日くらいかかる。	
土木管理課 (TEL: 046-260-5403)		
	・ 道路の境界査定・認定・廃止及び変更等 ・ 道路等の占用許可・自費工事承認	
道路安全対策課 (TEL: 046-260-5118)		
	・ 自動車・自転車駐車施設、交通安全対策に関すること。 ・ 防犯灯・防犯設備、自治会等に関すること。	
建築指導課 (TEL: 046-260-5425)		
建築基準法第43条	・ 道路に接しない敷地に係る接道規定ただし書き許可	
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	・ 一定規模以上の特定建築物等に係るバリアフリー対応の協議・認定等	
神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	・ 一定規模以上の建築物に係るバリアフリー対応の協議	
建築基準法第73条	・ 建築協定に関する協定書の縦覧	
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	・ 長期優良住宅建築等計画の認定申請	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・ 一定規模以上の解体工事・建築等に係る分別解体計画等の届出	

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）	・一定規模以上の特定建築物に係る省エネルギー措置の届出	
市民課（TEL：046-260-5110）		
	・住居表示地区における届出	
河川・下水道整備課（TEL：046-260-5463）		
下水道法・大和市下水道条例	・下水道処理区域の排水処理	
文化振興課（TEL：046-260-5225）		
文化財保護法	・計画地が埋蔵文化財保護包蔵地の場合	
みどり公園課（TEL：046-260-5451）		
	・保存樹林	
農業委員会事務局（TEL：046-260-5136）		
農地法	・農地転用手続き	
農政課（TEL：046-260-5132）		
	・生産緑地、農道、農業用水路	
資産税課（TEL：046-260-5237）		
	・家屋工事施工明細書の提出	
環境総務課（TEL：046-260-5106）		
	・予定建築物が専用住宅以外の場合 ・51人槽以上の浄化槽を設置する場合 ・調整区域内の合併浄化槽設置に対する助成制度	
環境管理センター収集業務課（TEL：046-260-5767）		
	・ゴミ置場を新設する場合	
産業活性課（TEL：046-260-5134）		
大規模小売店立地法	・予定建築物が物販店舗の場合	
海上自衛隊航空集団司令部管理隊（TEL：0467-78-8611）		
航空法	・指定区域内の高さ制限	
県企業庁水道局大和営業所（TEL：046-261-3256）		
水道法	・水道の新設・改造・修理等	
東京電力㈱相模原工務所送電課（TEL：042-772-2071）		
	・高圧線付近の建築	
関東総合通信局（TEL：03-6238-1763）		
	電波伝搬障害防止区域内における届出 ・地表高31m超の建築物等の新築 ・工作物の増築又は移築でその工事後における地表高31m超の建築物等となるもの ・地表高31m超の建築物等の増築、移築、改築、修繕又は模様替え	